

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社ラックランド			コード	9612
提出日	2026/3/9	異動(予定)日	2026/3/30		
独立役員届出書の提出理由	2026年3月30日開催の第56回定時株主総会にて取締役の選任議案が付議されるため。				
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の同意			
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし					
1	若林 要	社外取締役	○														○		有		
2	重田 秀豪	社外取締役	○															○		有	
3	大館 孝久	社外取締役																	○	新任	
4	橋本 真樹夫	社外取締役	○																○		有
5	横山 友之	社外取締役	○																	○	有
6	沼井 英明	社外取締役	○																	○	有
7	大下 良仁	社外取締役	○																	○	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		若林要氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外取締役として当社の経営に対する助言及び監督の役割を適切に果たしております。社外取締役就任以降は、ガバナンス改善のためのモニタリングに加え、業界や財務面に関する幅広い知見を踏まえ、当社の営業活動に関して有益な助言を行ってまいりました。また、金融機関との取引関係の改善、正常化に向けた取り組みを支援するなど、当社の経営課題の解決に貢献してまいりました。これらを踏まえ、引き続き当社の経営を多様な視点から監督するとともに、企業価値の一層の向上へ寄与いただけるものと判断し、社外取締役候補者としております。なお、金融商品取引所及び当社の定める独立性判断基準を満たしているものと判断しています。
2		重田秀豪氏は、戦略コンサルティング業務における経験に加え、経営者及び事業家としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外取締役として当社の経営に対する助言及び監督の役割を適切に果たしております。社外取締役就任以降は、当社の体制構築や案件受注に関する方針等について、実務的かつ忌憚のない助言を行うとともに、特に営業活動に関して有益な助言、指導を行ってまいりました。今後も引き続き社外取締役として、営業面を含め多様な視点から当社の経営に対する助言と監督をするとともに、企業価値の一層の向上へ寄与いただけるものと判断し、社外取締役候補者としております。なお、金融商品取引所及び当社の定める独立性判断基準を満たしているものと判断しています。
3	大館孝久氏は、第三者割当による自己株式の処分先である両備ホールディングス株式会社の取締役(CFO)であり、同社との資本関係及び業務提携契約を踏まえ、一般株主との利益相反の観点から独立役員としては指定しておりません。	大館孝久氏は、両備ホールディングス株式会社において取締役上席執行役員CFO兼グループCFOとして財務部門を統括するなど、財務及び経営企画に関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。これらの経験と知見を生かし、社外取締役として当社の財務及び経営戦略の観点から有益な助言を行うとともに、企業価値の一層の向上へ寄与いただけるものと判断し、社外取締役候補者としております。
4		橋本真樹夫氏は、不適正な会計処理の不祥事によって特設注意市場銘柄(現在の特別注意銘柄)に指定された企業の取締役監査等委員として、同社の再建に尽力し、特設注意市場銘柄の指定解除に貢献された経験を有し、企業リスク対応や内部統制等に関する豊富な知見を有しております。監査等委員である社外取締役就任以降は、意思決定の妥当性・適正性の確保の観点から適宜助言・提言を行うとともに、当社グループのコンプライアンス体制等の強化について助言を行ってまいりました。これらを踏まえ、企業価値の一層の向上へ寄与いただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。なお、金融商品取引所及び当社の定める独立性判断基準を満たしているものと判断しています。
5		横山友之氏は、公認会計士資格及び税理士資格を有し、大手監査法人での勤務経験に加え、会計事務所の経営経験も有するなど、財務・会計及び税務に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。監査等委員である社外取締役就任以降は、その専門性と経験に基づき有用な助言・提言を行うとともに、取締役会において、議長として重要な意思決定の妥当性・適正性の確保に向けた運営を行い、当社グループのガバナンスの一層の強化に向け、適切な審議の確保に努めてまいりました。これらを踏まえ、企業価値の一層の向上へ寄与いただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。なお、金融商品取引所及び当社の定める独立性判断基準を満たしているものと判断しています。

6		沼井英明氏は、弁護士としての豊富な実務経験に加え、社外役員としての経験も有しており、法務・コンプライアンス等の観点から幅広い知見を有しております。監査等委員である社外取締役就任以降は、その経験と見識に基づき、意思決定の妥当性・適正性の確保の観点から有用な助言を行ってまいりました。また、法的課題についても、弁護士としての専門性を生かし、適切な助言や支援を行ってまいりました。これらを踏まえ、企業価値の一層の向上へ寄与いただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。なお、金融商品取引所及び当社の定める独立性判断基準を満たしているものと判断しています。
7		大下良仁氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、裁判官としての経験及び弁護士としての経験を有し、法務に関する豊富な実務経験と幅広い見識を有しております。監査等委員である社外取締役就任以降は、その経験と見識に基づき、意思決定の妥当性・適正性の確保の観点や、当社グループのガバナンスの一層の強化についても有用な助言・提言を行ってまいりました。また、法的課題についても、弁護士としての専門性を生かし、適切な助言や支援を行ってまいりました。これらを踏まえ、企業価値の一層の向上へ寄与いただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。なお、金融商品取引所及び当社の定める独立性判断基準を満たしているものと判断しています。

4. 補足説明

<p>当社は、独立社外取締役候補者の選任にあたって、一般株主保護の観点から当該候補者の実質的な独立性を担保するため、当該基準をもとに合理的かつ可能な範囲で調査を実施した結果、次の各項目のいずれにも該当しないと判断した場合に、独立性を有しているものと判断することとする。</p> <p>1. 当社グループの(1)業務執行者</p> <p>2. 過去3年間に於いて、以下のいずれかに該当する者</p> <p>A. (2)当社グループを主要な取引先とする者又はその(1)業務執行者</p> <p>B. (3)当社グループの主要な取引先又はその(1)業務執行者</p> <p>C. 当社から役員報酬以外に(4)多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家又は弁護士等の法律専門家(当該財産を得ている者が法人・組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)</p> <p>D. 当社の大株主(総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有する者)又はその業務執行者</p> <p>E. 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者の業務執行者</p> <p>F. 当社グループの(1)業務執行者のうち(5)重要な者の配偶者又は二親等以内の親族</p> <p>G. 上記A.～E.の(1)業務執行者のうち(5)重要な者の配偶者又は二親等以内の親族</p> <p>H. 当社グループと(6)社外役員の相互就任の関係にある上場会社の出身者</p> <p>I. 当社グループから(4)多額の金銭その他の財産の寄付を受けている者又はその(1)業務執行者</p> <p>〔注〕</p> <p>(1) 業務執行者 会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者(社外を含む取締役、執行役員その他これらに準ずる者および使用人)をいう。監査役は含まない。</p> <p>(2) 当社グループを主要な取引先とする者 人事、資金、技術、取引等において関係会社と同程度の緊密な関係が認められ、当社グループがその者の事業等の意思決定に対して重要な影響を与え得る関係にある者をいう。</p> <p>(3) 当社グループの主要な取引先 当社グループにおける事業等の意思決定に対して、関係会社と同程度の影響を与え得る取引関係がある取引先(法人・個人)をいう。</p> <p>① 販売先 直近事業年度における連結売上高2%以上の支払いを、当社グループに行った取引先をいう。</p> <p>② 仕入先又は外注先 直近事業年度における連結売上高2%以上の支払いを、当社グループから受けた取引先をいう。</p> <p>③ 融資先 直近事業年度末における当社の連結総資産の100分の2以上の額を、当社グループに融資している取引先をいう。</p> <p>(4) 多額の金銭その他の財産 過去3事業年度の平均の取引額が、個人の場合は年間1,000万円以上、団体の場合は当該団体の連結売上高の2%超をいう。</p> <p>(5) 重要な者 A及びBについては各会社・取引先の役員・部長クラスの者、Cの所属する者については各監査法人に所属する公認会計士、各法律事務所所属する弁護士(いわゆるアソシエイトを含みます。)をいう。</p> <p>(6) 社外役員の相互就任 当社グループの出身者が現任の社外役員を務めている上場会社から当社に社外役員を迎え入れることをいう。</p> <p>以上</p>
--

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
 - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d. 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i. 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j. 上場会社の取引先(f. g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。
- ※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。